

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】令和7年4月30日(2025.4.30)

【公開番号】特開2023-43190(P2023-43190A)

【公開日】令和5年3月28日(2023.3.28)

【年通号数】公開公報(特許)2023-057

【出願番号】特願2022-147092(P2022-147092)

【国際特許分類】

B 01 D 29/48 (2006.01)

10

B 01 D 29/33 (2006.01)

B 01 D 37/02 (2006.01)

【F I】

B 01 D 29/48 A

B 01 D 29/32 A

B 01 D 37/02 Z

【手続補正書】

【提出日】令和7年4月21日(2025.4.21)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

筐体と、

前記筐体内に充填されるろ過剤と、

前記筐体内に処理対象液体を供給するための供給配管として挿入される供給用バネ状フィルタと、

前記筐体内から処理対象液体を集液して前記筐体外に排出するための集液配管として挿入される集液用バネ状フィルタと、を備えるバネ状ろ過装置。

【請求項2】

前記集液用バネ状フィルタは複数備えられており、

複数の前記供給用バネ状フィルタは前記集液用バネ状フィルタを囲んで又は相対して配置される請求項1記載のバネ状ろ過装置。

【請求項3】

前記供給用バネ状フィルタは、鉛直方向下側から前記筐体内に挿入されており、

前記集液用バネ状フィルタは、鉛直方向上側から前記筐体内に挿入されている請求項1記載のバネ状ろ過装置。

【請求項4】

前記集液用バネ状フィルタは、前記供給用バネ状フィルタよりも長い、請求項1記載のバネ状ろ過装置。

【請求項5】

前記筐体は、鉛直方向に対して直角な面による断面が略円又は角形状であり、前記集液用バネ状フィルタの周囲又は近傍に複数の前記供給用バネ状フィルタを配置する請求項1記載のバネ状ろ過装置。

【請求項6】

前記筐体は、筒状部材と、前記筒状部材の一対の開口部を覆う第一の蓋部材及び第二の蓋部材と、前記第一の蓋部を覆うとともに供給管接続口を有する第一のカバーと、前記第

40

50

二の蓋部を覆うとともに集液管接続口を有する第二のカバーと、を備え、

前記第一の蓋部材には前記供給用バネ状フィルタが貫通支持され、

前記第二の蓋部材には前記集液用バネ状フィルタが貫通支持されている、請求項1記載のバネ状ろ過装置。

【請求項7】

前記ろ過剤は、放射性物質や溶存物質の吸着剤である請求項1記載のバネ状ろ過装置。

【請求項8】

筐体と、前記筐体内に充填されるろ過剤と、前記筐体内に処理対象液体を供給するための供給配管として挿入される供給用バネ状フィルタと、前記筐体内で処理対象液体を浄化した処理液を集液して前記筐体外に排出するための集液配管として挿入される集液用バネ状フィルタと、を備えるバネ状ろ過装置を用いるろ過方法であって、

前記供給用バネ状フィルタから処理対象液体を前記筐体内に供給し、

前記集液用バネ状フィルタから浄化済み処理対象液体を集液して前記筐体外に排出する液体ろ過方法。

【請求項9】

前記筐体は、複数の筐体部に分割可能であり、

一方の前記筐体部に前記供給用バネ状フィルタが挿入されており、他方の前記筐体部に前記集液用バネ状フィルタが挿入されている請求項1記載のバネ状ろ過装置。

【請求項10】

前記筐体を前記筐体部に分割した際、前記筐体部の開口領域を覆う蓋部材を備える請求項9記載のバネ状ろ過装置。

【請求項11】

前記筐体は、複数の筐体部に分割可能であり、

一方の前記筐体部に前記供給用バネ状フィルタが挿入されており、他方の筐体部に前記集液用バネ状フィルタが挿入されており、

前記集液用バネ状フィルタから浄化済み処理対象液体を集液して前記筐体外に排出した後、前記ろ過剤をいずれかの前記筐体部に集約し、前記筐体を前記複数の筐体部に分割し、前記筐体部の開口領域を蓋で覆うことで前記ろ過剤を密封する、請求項8記載の液体ろ過方法。

【請求項12】

前記ろ過剤をいずれかの前記筐体部に集約する際、前記供給用バネ状フィルタを用いて脱液処理を行う請求項11記載の液体ろ過方法。

10

20

30

40

50